

国立市国民保護協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第40条第8項の規定に基づき、国立市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の定数)

第2条 協議会の委員の定数は、30人以内とする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、総務部防災課において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 国立市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和49年11月国立市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条中第61号を第62号とし、第57号から60号までを1号ずつ繰り下げ、第56号の次に次の1号を加える。

(57) 国民保護協議会委員

第4条中「第2条第15号から第58号まで」を「第2条第15号から第59号まで」に改める。

第5条中「第2条第59号から第61号まで」を「第2条第60号から第62号まで」に改める。

別表第2中

「

防災会議委員	〃 9, 100円
--------	-----------

を

」

「

防災会議委員	〃 9, 100円
国民保護協議会委員	〃 9, 100円

に

」

改める。